

公共事業の事業評価書

(林野公共事業の事前評価)

平成 2 3 年 4 月

農林水産省

1 政策評価の対象とした政策

平成23年度に新規地区採択を要求している次の事業地区を対象として、事業評価(事前評価)を実施した。

区 分	事 業 名	評 価 実 施 地 区 数
直 轄 事 業	森林環境保全整備事業	16
小計		16
補 助 事 業	民有林補助治山事業	2
	森林環境保全整備事業	100
小計		102
合計		118

2 政策評価を担当した部局及びこれを実施した期間

評価の実施に当たっては、学識経験者で構成する林野庁事業評価技術検討会を開催し、専門的見地からの意見を聴取することにより客観性及び透明性の確保を図った。

1 評価担当部局

直轄事業については、各森林管理局において実施した。(「直轄事業評価担当部局一覧表」別添1)

補助事業については、事業実施主体が収集・把握したデータ等をもとに、森林環境保全整備事業は林野庁森林整備部整備課において、民有林補助治山事業は林野庁森林整備部治山課において実施した。

2 評価実施期間

平成23年1月から平成23年3月

3 政策評価の観点

本評価においては、必要性、効率性、有効性の観点等から総合的かつ客観的に評価を行った。各事業地区毎の評価の観点は、「林野公共事業における費用対効果分析について(概要) 新規採択チェックリスト」(参考資料)に示すとおりである。

4 政策効果の把握の手法及びその結果	
<p>政策効果については、事業採択の適正な実施に資する観点から、費用対効果分析、チェックリストにより総合的かつ客観的に把握した。</p> <p>結果については、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。</p>	
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	
<p>平成23年3月に林野庁において、学識経験者で構成する林野庁事業評価技術検討会を開催し、評価の手法について専門的見地からの意見を聴取し、客観性及び透明性の確保を図った。</p> <p>同技術検討会での意見の概要は以下のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林野公共事業の新規採択の方法について、費用対効果分析の方法、チェックリストの項目、これらにより、事業の必要性、効率性、有効性の観点から総合的に評価を行い、費用対効果分析にかかる効果算定、環境面等の技術的・専門的な分析手法は妥当である。 ・事前評価実施地区について、費用対効果分析にかかる効果算定、環境面等の技術的・専門的な分析結果は妥当である。 <p>林野庁事業評価技術検討会の委員構成は、(別添3)のとおりである。</p>	
6 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項	
<p>評価を行う過程において使用した資料は、「地区別評価結果」(別添2)のチェックリスト等及び「林野公共事業における費用対効果分析について(概要) 新規採択チェックリスト」(参考資料)である。</p> <p>評価の対象とした施策のうち補助事業の森林環境保全整備事業については、集約化して計画的な森林整備を行う者を対象に、搬出間伐等の森林施業と森林作業道の開設を支援する新たな制度を創設し、事業計画の単位を見直したことから、全国一斉に新規に事業計画が策定されるため、当該地区数となっている。</p> <p>なお、上記の資料は、林野庁ホームページで公表することとしている。 (http://www.rinya.maff.go.jp/j/sekou/hyouka/22hyouka.html)</p> <p>また、林野庁事業評価技術検討会における資料等についても、林野庁ホームページで公表することとしている。 (http://www.rinya.maff.go.jp/j/kikaku/hyouka/gijyutu/index.html)</p> <p>その他の資料の問い合わせ先は、「問合せ先一覧表」(別添4)のとおり。</p>	

7 政策評価の結果

評価の対象としたすべての事業地区において、事業の必要性、効率性、有効性が認められるとの結果であった。

各事業地区毎の評価結果は、「地区別評価結果」(別添2)のとおりである。